



尾道地区会	☎0848-37-9594 ☎0848-37-9591	御調町地区会	☎0848-76-0282 ☎0848-76-2118
因島地区会	☎0845-22-2211 ☎0845-22-6033	瀬戸田地区会	☎0845-27-2008 ☎0845-27-3518
世羅郡地区会	☎0847-22-0529 ☎0847-22-3415		

マイナンバー提出のお願い

マイナンバー制度導入に伴い、平成 28 年度の年末調整と確定申告より、マイナンバーの記載が必要となります。

申告時に**通知カード**か**個人番号カード**をご提出下さい。

※なお、**通知カードの方は写真付き身分証明証(免許証・パスポート)のコピー**もお持ちください!!

また、従業員がいる事業主の方は給与の報告の際に**従業員のマイナンバーも必要**となりますので、通知カードか個人番号カードのコピーをご提出下さい。

詳しい内容は別紙をご覧ください

年末調整受付のお知らせ

年末調整は給付所得者の確定申告にあたる大事な手続きです。正しく期限内に報告納税を済ませましょう。

12月支払い分の給与が確定次第、お早めにお越しください。

※納付税額がない場合も納付書の提出が必要になります!!

【納付期限】**平成 29 年 1 月 10 日(火)** 但し納期の特例届出事業者は **1 月 20 日(金)**



《必要な書類》

- ① 所得税源泉徴収簿(受給者の方の住所・氏名・生年月日と支給額の集計をお願いします。)
- ② 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ③ 給与所得者の保険料・配偶者特別控除申告書
- ④ 給与支払報告書(個人明細書・総括表)市役所から送付
- ⑤ 源泉所得税の納付書(事務局に予備はありません)及び、7月に納付した領収済通知書の控え
- ⑥ 印鑑
- ⑦ 給与所得者・配偶者・扶養家族のマイナンバー

※受付**12月28日(水)午前中**まで及び来年**1月5日(木)~1月20日(金)**です

※なお、手数料として受給者一人あたり1,000円頂きますのでご了承下さい。

減価償却計算サービス

本年中に、車両等の買換えや追加修正事項がございましたら、お問合せ下さい。

減価償却の計算サービスを行っています。

※ただし、当会に昨年分の確定申告書を提出されていない方につきましては、計算の元となる資産内容が不明のため、減価償却の計算サービスができませんのでご了承下さい。

消費税の試算いたします

本則課税の場合の消費税納付税額(予測額)と簡易課税の場合の消費税納付税額(予測額)の計算サービスを行っています。

前もって税金額を予測しておけば、それだけ資金準備、節税対策などの対策を多く練る事が出来ます。本則課税と簡易課税ではどちらが**税額的に有利**なのかの判断材料としてもお使い頂けますので、ぜひご相談ください。

国民健康保険とマイナンバー 勉強会のご案内

- ① 国民健康保険とは?
どのような制度なのか。加入手続きや脱退手続きはどうすればできるのか。
保険料(税)はどのように決められているのか。保険料の負担を軽くする制度はないのか。
など、基本的な仕組みから勉強できます。
- ② 平成28年度の確定申告から必要なマイナンバー制度について
マイナンバーの記入が必要な書類・記入時の注意点・書類提出時に必要な添付書類
など、市役所の職員及び税務署の職員の方々を講師に迎え、下記のとおり勉強会を開催させていただきます。
詳しい内容や日時は別紙にてご案内いたしております。受講をご希望の方はそちらの申込用紙にご記入の上、尾道青色申告会までお申し込み下さいませ。



フルーリターンAをお使いの皆さま

- ・使い方がわからない・日々の入力に困っている
- ・入力はできているが不安がある
- ・10万円以上の資産(減価償却の対象)を購入した
- ・事業用の車を買換えした・店舗を改装した
など、申告時にスムーズにお手続きができるよう、ご説明させていただきます。
申告時期のご説明や確認につきましては、**別途料金を頂く場合**がございますので、お早めに相談くださいませ

(年内のご相談は無料です)

毎月の記帳を代行いたします

パソコンが苦手な方、売掛金・買掛金などの処理の仕方がわからない方、10月現在までの帳簿を全くつけていない方・・・などなど
確定申告時の経理作業を削減しませんか?

- ◆基本料金は月額1万円
(※決算時は別途決算料をいただきます)
 - ◆現金出納帳の記帳のみで、毎月の月次試算表等をおつくりします
- ※詳しい内容は事務局までご相談下さいませ

<11月の無料相談コーナー>

11月15日(火)
午前10時~午後4時
【相続税・贈与税・譲渡などある方は、ぜひご相談下さい】

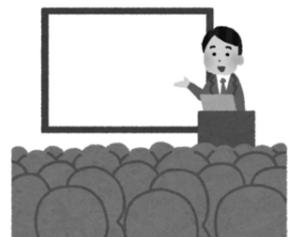
<お知らせ>

年末調整・確定申告関係の再発行のつきましては、一税目一年分につき300円(税込)の手数料をいただくことになりました。何とぞ、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【講演会のご案内】

この度、当会は(公社)尾道法人会と共催し、講演会を行うこととなりました。先着50名様までのお申し込みです。詳しい内容は別紙にてご案内いたしております。参加ご希望の方は、そちらの申込用紙にご記入いただき、尾道青色申告会までお申し込み下さいませ。なお、☎0848-37-9594でも受付いたしております

- *日時：11月28日(月)
- *時間：開場 18時 開演 18時30分~
- *会場：しまなみ交流館
- *入場料は無料です



ふるさと納税のしくみ



- 自治体を選ぶ**
 応援する自治体を選んで下さい。
 選んだ自治体にふるさと納税を行うと、確定申告に必要な寄附を証明する書類（受領書）が発行されますので、大切に保管して下さい。
- ふるさと納税をする**
 ふるさと納税の申込方法や納税方法については、各自治体によって異なります。ふるさと納税を行う自治体のホームページ等でご確認いただくか、直接各自治体にご確認下さい。
- 確定申告を行う**
 ふるさと納税を行った翌年の3月15日までに、住所地所轄の税務署に確定申告を行ってください。
 確定申告を行う際には、寄附金を証明する書類（受領書）を添付して下さい。
- 所得税からの控除**
 確定申告を行うと、ふるさと納税を行った年の所得税から控除されます。
 【所得税からの控除＝（ふるさと納税額－2,000円）×所得税の税率】
 ※総所得金額等の40%が上限となります。（寄付金控除となります）
- 翌年度の住民税からの控除**
 所得税からの控除に加えて、ふるさと納税を行った翌年度分の住民税が減額される形で控除されます。
 【住民税からの控除（基本分）＋住民税からの控除（特例分）】

ふるさと納税を行った金額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除されます（一定の上限があります）。
 また、寄附を受けた自治体は寄附額に応じて豪華な特産品を返礼として贈呈します。

総務省の発表によると、平成27年中のふるさと納税額は前年度比4.3倍の1,470億円、ふるさと納税によって寄附者が受ける28年度個人住民税の控除額は同5.4倍の998億5398万円、控除の適用者数は同3倍の129万5312人となり、いずれも前年から大幅に伸びた。

寄附を受けた自治体は寄附分だけ財源が増える一方、寄附した人の住所地の自治体は税額控除分だけ税収が減少する。寄附額から税額控除分を引いた金額だけ自治体にとって増収となるが、寄附の少ない自治体は差し引きがマイナスとなる。一般にふるさと納税は大都市から地方都市に流れる傾向にある。税収が流出したことを示す税額控除額約998億円のうち、約4分の1に当たる約262億円を東京都が占め、これに神奈川県約103億円・大阪府約86億円・愛知県約75億円が続いた。

現時点ではふるさと納税によって税収に大きな穴が空くという状況にまではなっていないと考えられるが、今のペースでふるさと納税の利用が伸び続ければ、税収が流出する自治体にとっては看過できないものとなることも否定は出来ない。（税のしるべより）

【平成27年度人気自治体ベスト3】

- No.1 宮崎県 都城市
- No.2 山形県 天童市
- No.3 長野県 飯山市

次回発行日 平成29年1月 新年号
 確定申告のご案内となります。必ず開封の上、ご一読くださいませ。



中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット **安心の材料をご提供します。**

小規模企業共済制度

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金を受け取れます。
 現役引退後の安心した生活設計が図れます。



★毎月3万円の掛金（年間36万円）で、例えば課税対象所得400万円の方なら、約11万円の節税になります。（左図は確定申告書の記載例）

●共済制度の詳細内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

共済制度の運営機関



中小企業と地域振興をもっとサポート

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

共済相談室 TEL 050-5541-7171

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

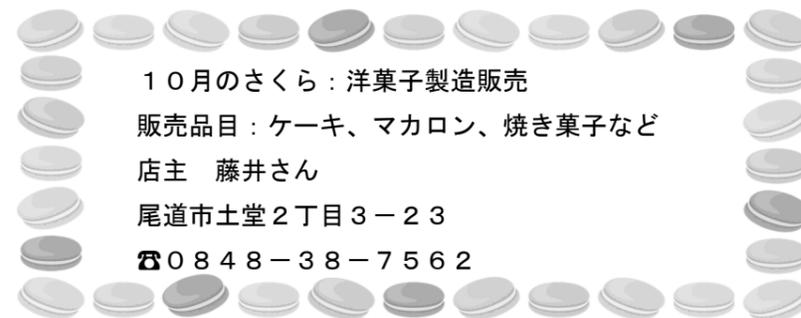
小規模企業共済

検索



掛金は全額所得控除

会員さんを訪ねて



10月のさくら：洋菓子製造販売

販売品目：ケーキ、マカロン、焼き菓子など

店主 藤井さん

尾道市土堂2丁目3-23

☎0848-38-7562

店名の由来は、次の通りです。「十月桜は春だけでなく晩秋から寒い冬を乗り越え、少しずつ小さな花をつけていき4月になり寒く長い冬を耐え忍んだ思いとともに、満開の花をつける桜のこと。初めは小さな花かもしれないけれど、いつか大きく咲き誇る桜になる。そんな思いを込めて名付けた」

藤井さんは、大学時代より接客が好きで神戸のホテルで修行され、2011年6月よりこの地で創業されました。モットーは、「自分が食べたいと思うようなものを売る」ことだそうです。素材を選ぶときのポイントは、果物であればより新鮮でいいものを買っているそうです。体に優しく安全な商品を目指しており、自然な味を素直に伝えられるよう材料選びにこだわりがあり、尾道産・フランス産等のものを使用しています。創業当時は、比較的安くケーキ類を売っていましたが、そのうち素材にこだわることになり、だんだんと値段も上がっていきましたが、離れていったお客様は少なかったそうです。自分の食べたいもののうちに、お客様の要望も取り入れ新作を考えられるそうです。また、夏場の売れ行きのことにも気にかけていました。

将来の夢は、お菓子教室を開きたいそうです。もし、一週間休みがもらえたら、やりたいことは、「本が読みたい」「旅行がしたい」「友達に会いたい」「神戸でフランス料理を食べたい」とやりたいことがいっぱいある藤井さんでした。※2015年に開催された「第3回おのみちスイーツコンテスト」で準グランプリを受賞

